

受理官庁 BH	国立特許庁（バーレーン）	附属書 C BH
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	バーレーン	
国際出願の作成に用いることができる言語	アラビア語又は英語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	アラビア語又は英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁，欧州特許庁又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁，欧州特許庁 ² 又は米国特許商標庁 ³	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：バーレーン・ディナール（BHD）及び米国・ドル（USD）	
送付手数料	BHD 70	
国際出願手数料 ⁴	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁴	USD 16	
調査手数料	附属書D（AT），（EP）又は（US）参照	
優先権書類の手数料	自然人の場合 BHD 2 法人の場合 BHD 4	
優先権回復請求手数料（PCT規則26の2.3(d））	なし	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がバーレーンに居住している場合 要，出願人がバーレーンの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に対して手続するためにバーレーンで登録されている代理人又は弁護士	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	していない	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	していない	

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合，出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 この官庁は，国際調査を同官庁又はオーストリア特許庁が実施する（又は実施した）場合に限り，管轄する。
- 3 この官庁は，国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り，管轄する。
- 4 この手数料は，一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。